

議案第 7 号

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年 2 月 15 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川崎市国民健康保険条例（昭和33年川崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「附則第7条第3項」を「附則第10条第1項」に改める。

第6条第1項中「380,000円」を「420,000円」に改める。

附則第4項を削り、附則第5項を附則第4項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後における出産に係る出産育児一時金から適用する。

参考資料

制 定 要 旨

出産育児一時金の額について平成23年3月31日までの特例措置の終了後も引き続き42万円とするため、この条例を制定するものである。